

## 議題 2 春日井市図書館条例の一部改正について

### 1 改正理由

図書館法の一部改正に伴い(※1)、これまで図書館法に定められていた図書館協議会委員の任命基準を各自治体の条例で定めることとされたことによる条例改正

### 2 改正内容

文部科学省令が示した参酌基準に準じ、春日井市図書館条例に図書館協議会委員の任命基準を次のとおり規定する。 別紙 2-2、2-3 参照

#### 第 6 条

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

#### 附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(※1) 平成 23 年 8 月 30 日に公布(平成 24 年 4 月 1 日施行)された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(通称「第 2 次一括法」)により、図書館法の一部改正が行われた。

別紙 2-1 参照

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）

○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第十五条 図書館協議会の委員は、<u>当該図書館を設置する地方公共団体</u>の教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期<u>その他図書館協議会に関し必要な事項</u>については、<u>当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</u>この場合において、委員の任命の基準については、<u>文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>	<p>第十五条 図書館協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期<u>その他必要な事項</u>については、<u>当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</u></p>

附則

この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

図書館法施行規則の一部を改正する省令  
 ○図書館法施行規則（昭和二十五年九月六日文部省令第二十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 図書館に関する科目（第一条）</p> <p>第二章 司書及び司書補の講習（第二条―第十一条）</p> <p>第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第十二条）</p> <p>第四章 準ずる学校（第十三条・第十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準</p> <p>第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。</p> <p>第四章 準ずる学校</p> <p>第十三条（略）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 図書館に関する科目（第一条）</p> <p>第二章 司書及び司書補の講習（第二条―第十一条）</p> <p>第三章 準ずる学校（第十二条・第十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章 準ずる学校</p> <p>第十二条（略）</p> <p>第十三条（略）</p>

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

春日井市図書館条例新旧対照表

(傍線は改正部分)

改正後	現行
<p>(委員)</p> <p>第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とする。</p> <p>2  委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>(1)  学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>(2)  家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>(3)  学識経験のある者</p> <p>(4)  前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者</p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第6条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は10人以内とする。</p>

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。